「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に関するパブリックコメントに対する意見提出

該当箇所	ご意見等	理由
「保険会社向けの総合的な監督指針」	保険業高度化等会社が新規に業務等を行う場合に、	保険業法施行規則および監督指針からは、左記報告
Ⅲ-2-2-5(1)(注 2)①②	監督指針に基づき行うことが求められる当局への事	と左記届出との関係は明確には読み取れず、両者の
	前または事後の報告と、保険業法施行規則第 85 条第	関係を明らかにすることは有益と考えられるため。
	1項第6号で規定する「子会社の主な業務の内容の	
	変更」に関する当局への届出との関係を、明確にし	
	ていただきたい。	